

2 0 2 3 年 度

安全保障輸出管理調査報告書

貨物・技術編

2 0 2 4 年 3 月

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

CISTEC

はじめに

この1年間、世界の安全保障情勢は、引き続き激動が続き、複雑で不透明な状況となっています。

ロシアによるウクライナ侵攻は3年目に入り、G7諸国など主要国が一致して前例のない広汎な制裁をロシア、ベラルーシに対して集中的に講じてきました。しかし、これまで推進されてきた西側諸国によるウクライナ支援の先行きが見通しにくくなっており、ウクライナ情勢の先行きもまた不透明感が強まっています。ロシアとイラン、中国、北朝鮮等との関係強化の懸念も生じています。

また、中東では、パレスチナのガザ地区でのイスラエルとハマスとの対立・交戦による緊張も、関係する主要国の利害が交錯し、複雑な情勢となっています。

北朝鮮の核・ミサイルの脅威も改めてクローズアップされています。

台湾に関しても、総統選の結果を踏まえて中国による台湾への圧力が強化され、台湾周辺海域での軍事演習や南シナ海の公海での管轄権主張など、従来以上に緊張が高まっています。

他方、中国においては、輸出管理法やデータ安全法、輸出禁止・輸出制限技術リスト等に基づき、重要物資や技術、重要データの輸出、海外移転について規制をかける動きが強まっており、我が国を含めてサプライチェーンに影響を及ぼしつつあります。また、輸出管理関連情報を含めてビジネスに必要な情報が取りにくくなり、施行された改正反スパイ法や改正国家秘密保守法等により、拡大された「国家安全」概念による規制が行われるなど、ビジネス環境への懸念が増しています。香港においても、新たな国家安全維持条例の制定方針の審議が開始され、中国本土並みの「国家安全」概念が適用される見通しとなりました。

このような諸状況を踏まえて、各国とも産業・技術基盤の強化や同盟国・同志国間のサプライチェーンの構築など、経済安全保障に関する取組を強化しています。

我が国においても経済安全保障推進法に基づく一連の措置が具体化され、直近ではセキュリティ・クリアランス制度の整備に関する法案が国会に提出されました。

経済産業省においては、令和6年度の改革で現在の貿易経済協力局が大臣官房の「経済安全保障室」と統合される等により改組され、「貿易経済安全保障局」となる予定とされています。

経済安全保障の中で輸出管理は重要な柱となっていますが、様々な課題に関する対応について検討が急がれています。従来の国際輸出管理レジーム合意に基づく不拡散型管理に加えて、同志国連携による管理の動きは「日米輸出管理協力」やG7合意等に基づき具体化が進みつつあります。日米蘭による半導体製造装置を対象とした連携がなされましたが、今後、新興技術分野での連携と規制の具体化が進むと思われます。新興技術については、兵器の開

発・製造・使用に直接用いられる場合だけでなく、C4ISR等の面で軍事能力の拡大に資する場合も含まれてくると思われ、規制手段のあり方が課題となります。

また、人権関連についても、民主主義サミットで合意された「輸出管理と人権イニシアティブ」に我が国も参加し、人権関連での輸出管理のあり方について議論が行われてきています。

ロシア制裁に関連して迂回輸出・制裁潜脱の問題も注目され、G7合意に基づき各国で対応がなされつつあります。

このような諸状況を念頭に置きつつ、経済産業省の産業構造審議会安全保障貿易小委員会において、昨年秋より非公開で審議が進められ、今春には提言がなされる見込みです。その提言に基づき制度改正が見込まれますが、その際、産業界としては、明確性、予見可能性、レベルプレイングフィールド原則、実効性・効率性の確保といった基本的な諸点が確保されるよう求めていく必要があります。

また、米国では再輸出規制や金融面からの規制拡大の動きが目立ってきており、我が国企業のグローバルな企業展開の上で十分な留意が必要になっています。このため、外為法に基づく規制だけでなく、米国の諸規制の動向についても注視していく必要があります。

貨物部会傘下の各専門委員会の活動は、このような激動が続く中で行われました。

この活動の中で、初めてとなる事実上の同志国連携による半導体製造装置23品目のリスト規制化や通常のリスト規制の改正に対して、積極的にパブリックコメントを提出したほか、半導体基板に関する重複規制と思われる規定の明確化等の要望の提出、輸出管理品目ガイドンスやパラメータシートの改訂、分野別研修会開催等を行ってきました。

本報告書は1年間にわたる活動内容をまとめたものであり、各企業の輸出管理の参考となれば幸いです。今後も輸出管理を取り巻く国内外の環境の変化を踏まえ、官民の適切な役割分担の下に、我が国産業界のニーズを反映した部会活動を積極的に推進していく所存です。

最後に部会活動にご尽力頂いた貨物部会及び専門委員会、分科会の委員並びに我々の活動にご指導とご協力を頂いた経済産業省の皆様に対して厚く御礼申し上げます。

2024年3月8日

安全保障輸出管理委員会

貨物部会 部長 玉井 宏明

第1章 総括

1. 活動方針と主要課題

2023年6月7日に、下記の活動方針と主要課題を決定し、活動を推進してきた。

1. 1 活動方針

世界の安全保障情勢は、激動状況が続いている。

2022年2月に突如始まったロシアによるウクライナ侵攻は、国連安全保障理事会の常任理事国による典型的な「侵略」であり、世界を揺るがすものであった。これに対して、G7諸国や主要先進国は、一致して前例のない広汎な制裁を集中的に講じたが、その中で輸出管理規制は強力な手法として大きな役割を果たしてきており、その実効性確保に向けた取組みは現在も続いている。

また、米国は再輸出規制の一種である直接製品ルールによる規制を広汎に適用したが、38カ国・地域は、米国の輸出規制と実質的に類似の輸出規制を行うことをコミットしていることを以て適用が免除された。それによってロシア・ベラルーシ向け輸出規制を米国に準じて行う国が更に広がりを見せ、我が国もG7合意も踏まえつつ様々な措置を講じることとなった。軍事用途・ユーザーに対する規制だけでなく、先端技術品目、更にエネルギー関連その他の主要産業品目の禁輸も相次いでなされ、ロシアの軍事産業だけでなく基幹産業である石油・天然ガス産業に対しても打撃を与えることになった。

しかしながら、ウクライナ情勢の見通しは依然として不透明であり、予断を許さない状況が続くと思われる。

また、米国政府は、2022年10月に中国向けに先端半導体製造・スパコン関連の著しい規制強化を打ち出した。それらの品目が中国の軍事能力を大幅に向上させ、極超音速ミサイルの開発・製造など、軍事バランスに深刻な影響を与えかねないことや、人権侵害につながる高度なAI監視・追跡ツールの開発にも寄与することを理由として挙げている。台湾情勢も念頭にあると見られ、それら品目を民生用途も含めて原則禁輸とし、米国企業・米国人の一切の関与も禁じ、更には広汎な直接製品規制によって海外企業からの輸出をも規制するという、かつてない幅広い規制内容となっている。

米国議会は更に対中強硬姿勢を示し、対中包括的対抗法案のとりまとめを急いでおり、その動向が注目されるところである。

他方、2022年5月の日米商務・産業パートナーシップ（JUCIP）閣僚会議で協力テーマの一つとして打ち出された「日米輸出管理協力」について、産業界等からの意見も募集された。本年3月末には、日本を含む24か国が「輸出管理と人権イニシアティブ」に関する行動規範の合意に至った。今後それらも踏まえながら、安全保障や人権対応も含めた検討がなされる

見込みである。また、米国、オランダ等の諸国との連携の下で、国際レジームに先行して半導体製造装置 23 品目が規制対象として追加され、今年 5 月 23 日に公布された。

同志国連携については、2019 年 6 月の産業構造審議会小委員会中間報告の提言の柱の一つとなっているが、今後、安全保障、人権の両面で、輸出管理の枠組みがどのようなものになっていくのかが注目される。

中国では、習近平主席が 3 期目に入り、広汎な総体国家安全観に基づいて法令の適用がなされるようになりつつあるが、輸出管理法やデータ安全法の実施によって外国からの企業情報、輸出管理情報へのアクセス制限がなされつつあるほか、「輸出禁止・輸出制限技術リスト」に中国が優位性を持つとされるハイテク技術が多数追加され、また「反外国制裁法」の制裁対象や「信頼できないエンティティリスト」掲載対象として米国の防衛企業 2 社等が追加された。更には、改正反スパイ法を成立させるなど、対抗姿勢を強めている。

国内に目を転じると、産業構造審議会小委員会提言を受けたみなし輸出規制が 2022 年 5 月から施行されたが、ボーダー規制とは異なる管理が必要となり、輸出者等遵守基準省令の改正ともども、企業、アカデミアともそのための内部体制の整備等の対応を迫られた 1 年となった。同規制への対応は、引き続き課題となっている。

なお、韓国に対する 2019 年の輸出管理厳格化措置について以前の状態に戻す方針が打ち出されるなど、歓迎される動きも出ている。

我が国では、国際的な緊張が高まる中で、経済安全保障が重要な課題と位置付けられ、経済安全保障推進法の制定や新たな国家安全保障戦略の策定など、局面が大きく動きつつある。そのような中で、経済安全保障の重要な一翼を担う輸出管理に求められる役割はますます高まってきていると思われる。

このような予見が極めて難しい国際情勢の中、輸出者としては、緊張下にあるこれら諸情勢を十分にフォローしつつ、実効性のある、適切な安全保障輸出管理を行っていく必要がある。

これらの状況を踏まえて、昨年度の当部会の成果等に基づき、以下の主要課題に積極的に取り組む。

1. 2 主要課題

- (1) 我が国の輸出管理制度・手続の適正化、合理化のための調査、検討及び提言
 - ・我が国と欧米諸国における貨物・技術規制の法制度及びその運用・解釈等の差異から生じる具体的問題の把握と改善策の提言
 - ・特に我が国規制リストと EU 規制リストとの対比とその問題点の検討

- (2) 企業の輸出管理の適正化・効率化に関する調査、検討並びに支援
 - ・各種輸出管理品目ガイダンス、パラメータシート等の整備、充実、タイムリーな発行

- (3) 国際レジームにおける貨物・技術の規制内容に関する調査、検討及び提言
 - ・ワッセナーアレンジメント等の規制品目の合理化、適正化提言
 - ・解釈の明確化提言
 - ・昨年度以前の提言項目のフォローアップ
 - ・「新興技術」「基盤的技術」の動向

- (4) 大量破壊兵器、通常兵器等関連物資の技術と応用面の調査、分析、海外における技術動向の調査
 - ・米国を中心に軍事上重要な先端技術等とその応用についての資料収集、調査
 - ・欧米、アジア主要国の貨物・技術規制の運用実態の調査等
 - ・主要貨物・技術のフォーリンアベイラビリティの調査等

2. 活動成果

決定された活動方針・主要課題に基づき、各専門委員会及びその分科会にて活動方針、主要課題、活動計画を策定し、本年度の活動を進めてきた。

以下に、ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会、素材専門委員会、材料加工専門委員会、エレクトロニクス専門委員会、情報通信専門委員会、センサー・レーザー・航法専門委員会の活動成果を総括して示す。

2. 1 我が国の制度・手続の調査、検討及び提言

(1) 昨年度要望事項のフォロー

1) 振動試験機の使用プログラムの判定根拠見直し要望

現状、振動試験機を使用するためのプログラムは、貨物の規制パラメータである加振力の大小に関わらず 50kN 以上の該当貨物に使用できることを根拠に、加振力 50kN 未満の非該当貨物を輸出する際にも一律に外為令別表の 4 の項 (1) (貨物等省令第 16 条第 1 項第五号) に該当と判定し、役務取引 許可を得て提供している。しかし、外為令別表 4 の項 (1) を受けて貨物等省令第 16 条第 1 項の柱書では、「設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該の該当貨物の有する機能若しくは特性に到達し又はこれらを超えるために 必要な技術」と規定されていることから、使用のプログラムについても加振力という貨物の規制パラメータに関与しているか否かで該非判定することが合理的であると考え、として、該非判定方法の見直しを 2023 年 1 月 11 日付け 2022 貿情セ調 (経提) 第 9 号にて要望した。

<ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会 (航空宇宙分科会) >

(結果)

今年度も航空宇宙分科会のWGで継続課題として、あらためて要望書の内容を精査し、周波数やフィードバック制御に関して検討した。来年度の優先課題として活動を継続する。

2) 貨物等省令第 4 条第十一号ハ (二) の改正要望

国際レジーム (WA) と我が国法令 (貨物等省令) のハーモナイズの観点から、WA1.C.6.c.3.b. で規制される Polychlorotrifluoroethylene と、貨物等省令第 4 条第十一号ハ (二) のポリクロロトリフルオロエチレンの規制内容を一致させ、同号で規定される対象貨物の明確化を目的とするもの。具体的には、以下の通りの改正を要望。

第 4 条第十一号

潤滑剤として使用することができる材料、振動防止用に使用することができる液体又は冷媒用の液体であって、次のいずれかに該当するもの

イ 削除

ロ (略)

ハ 振動防止用に使用することができる液体であって、純度が 99.8 パーセントを超え、かつ、径が 200 マイクロメートル以上の粒状の不純物の数が 100 ミリリットル当たり 25 個未満のものうち、次のいずれかに該当する物質の重量が全重量の 85 パーセント以上のもの

(一) ジブロモテトラフルオロエタン

- (二) ポリクロロトリフルオロエチレン (油状又はワックス状の改質品に限る。)
- (三) ポリプロモトリフルオロエチレン (以下略)

＜素材専門委員会（先端材料分科会）＞

(結果)

2024年2月1日施行の省令等改正において、要望通りにポリクロロトリフルオロエチレンに「(油状又はワックス状のものであって、改質されたものに限る。)」と()書きが追加され、規制範囲が限定された。該当として輸出していたものが、一部非該当になり、輸出者の負担軽減が実現した。

(2) 今年度の要望事項

1) AG Control List(生物兵器製造装置関連) 改定に向けてのご提案

生物・化学兵器関連の国際輸出管理レジームであるオーストラリア・グループの Control List(生物兵器製造装置関連) 改定に向けての以下の検討結果を報告した(2023年11月17日・2023 貿情セ調(経提)第6号)。

- ① 滅菌(Sterilization)と殺菌(Disinfection)の定義の共通化
- ② “Capable for”の”Designed to be”への変更
- ③ 滅菌、殺菌ができる装置の「構造、材質」の具体的規定による対象品目の明確化
- ④ 判断する「状態」の書きぶりの統一
- ⑤ 滅菌(Sterilization)の規制振りの分かりやすさの確保
- ⑥ 凍結乾燥器のガス(Vapour)滅菌用化学物質具体例の表示

＜ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会（生物・化学兵器製造装置分科会）＞

2) 貨物等省令第6条第二十二号、第二十三号の改正要望

ワッセナーアレンジメント(WA) 原文では、epitaxial layer は、“substrate”とは区別して扱われており、“substrate”に epitaxial layer が付いたものは material と呼称されている。一方、貨物等省令においては、単体の基板も、エピタキシャル単結晶層が付いた基板も、「基板」と称されており、そこに区別は付けられていない。このため、貨物等省令第6条第二十四号に該当する貨物、すなわち、「第二十二号や第二十三号に該当する基板の上にエピタキシャル層を有する基板」は、第二十四号に該当するとともに、常に第二十二号や第二十三号に該当するように読める、あるいはそのような誤解が生じている。

そこで、第二十二号と第二十三号に「(第二十四号に該当するものを除く。)」と追加し、二重該当でないことを明確化する(2023年6月22日・2023 貿情セ調(経提)第4号)。

＜エレクトロニクス専門委員会（半導体製造装置・材料分科会）＞

また、政省令等の改正案に対して、各専門委員会(分科会)は積極的に意見を提出し、それら意見のいくつかは経済産業省によって採用され、政省令等、解釈に反映されている。

(資料0-1~3)

2. 2 企業の輸出管理の適正化・効率化、問題の調査、検討並びに支援 —該非判定的確化・効率化のためのガイダンス等の作成

本年度改正は、同志国連携による半導体製造装置 2 3 品目追加の省令等改正（2023 年 5 月 23 日公布、7 月 23 日施行）、韓国の輸出令別表第 3 地域への復帰の政令改正（2023 年 6 月 30 日公布、7 月 1 日施行）、通常のリスト規制等の省令等改正（2023 年 12 月 1 日公布、2024 年 2 月 1 日施行）が主なものであった。

リスト規制改正においては、各専門委員会、分科会は、パブリックコメントの段階から「パラメータシート」や「輸出管理品目ガイダンス」の改訂作業に着手、パラメータシートは、電子版を 2024 年 1 月に公開し、印刷版は施行日に販売可能なように間に合わせた。

「輸出管理品目ガイダンス」は、改正がなかった項番もあったが、今年度改正に対応した改訂版の作成作業に着手し、一部は年度内発刊ができた。その後も発刊は来年度に持ち越されているが、準備は進捗している。この改訂作業と改訂（案）の作成は活動の大きな柱であった。

リスト改正部分を主体に、輸出者の理解・啓蒙を目的に分野別研修会を開催、分科会委員及び事務局が講師を務めた。

（1）「輸出管理品目ガイダンス」等の改訂状況

今年度改正（2024 年 2 月 1 日施行）に対応したガイダンスの改訂作業に着手し、一部は発行済み、その他は来期早々の発行を目指している。（一部は、前年度の改正に対応したのものもある。）

- 1) <核・原子力関連資機材>（第 1 3 版）（第 1 4 版）
- 2) <航空宇宙関連資機材>（第 1 2 版）（第 1 3 版）
- 3) <化学兵器製造装置関連資機材>（第 1 5 版）
- 4) <生物兵器製造装置関連資機材>（第 1 3 版）
- 5) <先端材料関連>（第 2 0 版）
- 6) <別表第 2 化学品関連>（第 7 版）
- 7) <材料加工>（第 1 7 版）
- 8) <エレクトロニクス>（第 2 0 版）

（2）パラメータシートの改訂状況

別一関連品目については、電子版は 2023 年 1 2 月にアップ、印刷版は、改正省令等の施行日までに発行された。

別表第 2 化学品関連については、改正の都度（まず、2023 年 1 0 月施行対応として 2023 年 1 0 月に電子版、印刷版を発行、次に 2024 年 2 月、6 月施行対応として電子版は 2023 年 1 2 月、印刷版が 2024 年 1 月発行）対応した。

- 1) <先端材料関連>
- 2) <化学製剤原料関連>
- 3) <エレクトロニクス>
- 4) <コンピュータ>
- 5) <通信・情報セキュリティ>
- 6) <音響センサー・レーダー>
- 7) <別2化学品関連> *印刷版は2023年10月、2024年1月発行

(3) 分野別研修会の実施

分野別研修会については、昨年度と同様にコロナ禍で集合型の研修会ではなくWebライブ配信セミナーの形で開催した。開催の実績は下記のとおりである。講師となる委員、事務局で十全に準備を行い、いずれも好評であった。

	分 野	実施月
①	生物化学兵器製造装置関連	2024年2月15日
②	化学製剤・別表第2化学品関連	2024年1月18日
③	先端材料	2024年2月28日
④	材料加工	2024年3月22日

(4) STC-Expert 演習問題集（貨物・技術編）の問題集（改訂版）発行

2024年2月1日施行の改正政省令等に即したSTC-Expert 演習問題集（貨物・技術編）は貨物部会の各分科会委員によって第14版として改訂され、2024年4月22日に実施されるSTC-Expert 試験に対応できるようにした。

2. 3 国際レジームの貨物・技術の規制に関する調査、検討、提言

各専門委員会では、輸出管理レジームの規制内容の検討を行ってきたが、一昨年2月のロシアによるウクライナ侵攻の影響が、輸出管理レジームの合意に影を落としているように思われる。たとえばワッセナーアレンジメントの2023年年12月の合意は、エディトリアルなものが大半であったことが、その証左であろう。それでも各専門委員会では、輸出管理レジームの規制内容の検討を行ってきたのである。

(以下、NSGは原子力供給国会合、AGはオーストラリア・グループ、WAはワッセナーアレンジメントのことである。)

今年度に検討や提案をしたものは以下のとおりである。

- ① WAのカテゴリ8、9の検討
- ② NSG(2の項)の検討
- ③ AG(3の項、3の2の項)の検討
- ④ MTCR(4の項)の検討

<ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会>

- ⑤ AG(3の項)の検討
- ⑥ WAカテゴリ1の検討

<素材専門委員会>

- ⑦ WAカテゴリ2の検討

<材料加工専門委員会>

- ⑧ WAカテゴリ3の検討

<エレクトロニクス専門委員会>

- ⑨ WAカテゴリ4、5の検討

<情報通信専門委員会>

- ⑩ WAカテゴリ6、7の検討

<センサー・レーザー・航法専門委員会>

来期の状況は現段階では見通せないが、いずれにしてもどのような状況になっても即応できる態勢は整備しておきたい。

2. 4 技術動向の調査、分析、国際交流の推進

(1) 見学研修会

例年行っていた自衛隊等の見学研修会は、コロナ禍にあつて、2020年度、2021年度と2年続けて中止され、昨年度は3年ぶりに行われたが、まだコロナの影響は続いていたので、日帰りかつ2回に分けて開催した。

今年度は、4年ぶりにコロナ禍以前のスタイルに戻り、一泊二日の見学研修会を実施した。

・実施日、参加人数（委員、経済産業省、CISTEC）、見学場所

① 2023年11月1日 参加人数53名 見学場所：陸上自衛隊富士学校・富士駐屯地

② 2023年11月2日 参加人数41名 見学場所J：ファナック（株）本社工場

＜ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会＞

＜素材専門委員会＞

(2) 勉強会・他分科会との連携

1) 勉強会

貨物等省令第6条第二十三号と第二十四号の法令解釈明確化について、委員より扱い貨物等ともども講義を受けた。

＜エレクトロニクス専門委員会（半導体製造装置・材料分科会）＞

2) 他分科会との連携

「伝送通信装置」と「送受信モジュール」の違いの明確化について、合同で検討を行った。

＜エレクトロニクス専門委員会（電子デバイス分科会）＞

＜情報通信専門委員会（通信・情報セキュリティ分科会）＞

3) 他分科会との連携

「生成AI」の利用に関する輸出管理の考え方の意見交換を役務分科会と行った。「生成AI」の利用は、CISTEC作成の「シトレージサービス利用の自主管理ガイドライン」の要件に従う限り、プロバイダへの技術提供とはならない、と考える。

＜情報通信専門委員会（コンピュータ分科会）＞

(3) 調査

量子コンピュータについては、我が国の「統合イノベーション戦略」と米国の新興技術動向を踏まえ継続的に調査してきた。2023年秋にEU加盟国のスペインが独自「量子コンピュータ」の規制を導入したので、我が国が規制化した場合の参考にすべく、その内容を精査した。

＜情報通信専門委員会（コンピュータ分科会）＞

3. 今後の課題

- (1) 提言要望事項のフォローアップ
- (2) リスト規制品目、解釈等の緩和、合理化検討、提言
- (3) 法令改正に対応したガイダンス、パラメータシート等の改訂、充実及び分野別研修会の実施
- (4) 大量破壊兵器等の技術と応用面の調査、海外における技術動向調査

(第2回貨物部会 2024年3月8日)

